

状況に直面した近代日本の歴史的背景を相対化して、その全体像を抑圧的権力に覆われた時代という構図的展開に嵌め込んでしまうものならば、慎重に史実を検討していく姿勢が必要であると思う。その相対化をも再考しつつ、史料に基づいて時代背景・制度・思想・イデオロギーを捉え直し、近代日本の「歴史的世界の全体像」と歴史主体の様々な「個別性」をも再検討していくことが我々に課せられた課題ではないだろうか。

これら多様に誘引される諸課題は、「あとがき」に記された「歴史学を革新することで歴史学というディシプリンを頑固に守り抜こう、そのことにはいまも大きな知的な意味がある、と考えている」とする著者の意図が、本書における豊富な歴史的事例による示唆と問題提起において十分に証明されていることを意味するものと思う。

（岩波書店、平成十九年七月、A5判、四三〇頁、本体五〇〇〇円）

（國學院大學研究開発推進機構研究開発推進センターボスドク研究員）

阪本是丸著

『近世・近代神道論考』

西岡和彦

本書は著者の阪本是丸先生（以下、著者とする）が昭和五十六年（一九八一）から平成十七年（二〇〇五）にかけて発表されてきた「近世・近代の主に神道をめぐる諸問題に関する論考十九本を五編に分類し、一冊に纏めたもの」（本書「はしがき」）である。

まず、「はしがき」（書き下ろし）では、本書の趣旨を表すとともに、最近の新たな「国家神道」研究を提示した島蘭進・磯前順一・井上寛司の三氏をあげて批評されている。

近代において「神道」という用語は、「国家神道」の概念を再構築しなければならないほどのいわゆるリヴァイアサンであったのであろうか。宗教学者の島蘭進氏は「国家神道」の用語を葦津珍彦や著者に代表される狭義派と村上重良に代表される広義派に区別し、その広義派の用語を「鍛え直す」ことを提唱した（『国家神道と近代日本の宗教構造』『宗教研究』三三九、平成十三年）。それは近代に入っ

て広く「神道」と捉えられてきた現象と民衆との拮抗関係を捉え直すための「国家神道」概念の再構築を目指したものであった。磯前順一氏はそうした島蘭説には歴史的視点が欠落しているとして、「宗教という西洋的概念が日本に定着する諸過程」においてこそ「国家神道」が捉えられるとし、戦時下の国家による国民教化が活発になったときをもって「国家神道の本質」が顕現したのだと主張した（『近代日本の宗教言説とその系譜―宗教・国家・神道―』岩波書店、平成十五年）。ところが、磯前氏は自身の「国家神道」の概念を明らかにしていないところに問題が残る、と著者はいう。この問題は第四編第四章でも取り上げられている。

歴史学者の井上寛司氏は、「国家神道」批判として出た柳田國男の「真の神道（＝固有信仰）」論を前提に戦後村上らの「国家神道」研究が行われてきたという。だが、井上氏によると、そもそも「神道」の初出する『日本書紀』から、それは「日本に固有な民族宗教」を意味するものでなく、古代の「神道」は「一個の体系性を持った自立的な宗教としては成立していなかった」として、柳田説を前提にした従前の「国家神道」研究を批判した。すなわち、井上氏は津田左右吉同様『日本書紀』初出の「神道」は、「ジンドウ」または「シンドウ」と呼称されていたが、現代のように「シントウ」と呼称されるようになったのは中世

以降だから、「神道」をもって「自然発生的な日本固有の民族的宗教」と考えることに疑義を唱えられたのである（『日本の神社と「神道」校倉書房、平成十八年）。しかし、そういった論法を用いるならば、たとえば『日本書紀』に「仏法」「仏道」「釋教」はあっても「仏教」という語は見えないから、「仏教」も「シントウ」同様奈良時代にはまだ「一個の体系性を持った自立的な宗教」としては存在していなかった、ということになるのであろうか。ところで、柳田の神道説はすでに大正時代に「固有信仰」をめぐる神道学者河野省三から神社の現状から乖離していると批判されていた（『神道私見』論争）。こうした井上説に対して、著者は村岡典嗣が、古代以来一貫して「神道」なる「宗教」が「外教」に対して存在し、しかも本居宣長ら国学者の「古道」説のような主観的立場に立ったとしても、「神道そのものの宗教的発展の事実を否定することは学問的に許されない」（『神道史 日本思想史研究Ⅰ』創文社、昭和三十一年。大正時代の講義ノート）との説を引き批判された。なお、この問題は本書第二編第三・四・五章と関連する重要な問題である。

このように「国家神道」研究は一筋縄では行かないのであるが、前掲三氏は制度面に偏りがちであった「国家神道」研究に、思想やイデオロギーの面からの批判を試みら

れており、「国家神道」研究に新たな方向性を示された点で注目されよう。以下、各論を簡単に紹介してゆこう。

第一編 近世国学者に見る神道の政治性と宗教性—吉見幸和と岡熊臣—

第一章 吉見幸和論序説—その天皇論をめぐる—（初出『國學院大學日本文化研究所紀要』四七、昭和五十六年三月）

徳川家康を東照神君と祭る名古屋東照宮の神主であった吉見幸和は、「神道とは天皇の道なり」と唱えた神道家であった。そのため、彼は「尊皇主義者」と見なされてきた（村岡典嗣・小林健三・安川実など）。だが、一方で辞世の和歌からその「神道」をもつて彼が大悟したとも安心したとも伺えないことから、「一介の東照宮祠官でしかなかった」との批判もあった（阿部秋生）。そもそも幸和が「東照宮祠官」であったことが、ひいては尾張徳川家という権力を背景に、「近世的合理主義精神」をもつて「いわれなき秘伝、旧習に反逆」できた事は事実であった。さらに「天皇の道たる神道」を強固かつ繁栄させたのは、東照神君以下徳川將軍家に他ならぬ、と考えたのも、そうした境遇から当然の成り行きであった。したがって、著者は、幸和を「徳川武士の精神と風格を終生有した」神主であり、かつ「尊皇論者」であって、「尊皇主義者」ではなかった、と見たの

である。

第二章 近世武家政権論と吉見幸和（初出『神道宗教』一〇四、昭和五十六年三月）

幸和にとつて君主は天皇であつて、將軍はその臣下であつた。それは彼の育つた尾張藩の政治理念でもあつた。そうしたなかで將軍の存在の正当性をいかに説くかが「幸和の生涯を懸けた命題」であつた、と著者はいう。神道「天皇の道」が今も厳と行われているのは、まさしく將軍の功績であるとした幸和は、そこに將軍の存在の正当性を見いだそうとした。彼は山崎闇斎の神代紀説である「天照大神」天皇「天上支配」、「素戔鳴尊」將軍「天下支配」を根拠に、天皇が本来天下を治めるべきところを、將軍が天皇の勅命を受けて、すなわち官位を受けることで、天皇に代わつて天下を治めること（＝「天皇の政道を天下に施行すること」、それが「神道」であり「祭政一致」であつたとする）の正当性が保証された、としたのである。著者は、こうした幸和の説は「將軍権力」朝廷委任論の先驅をなした政治思想」であり、「特筆に価する」という。

第三章 岡熊臣『靈の梁』をめぐる—解説と翻刻—（初出『神道思想史研究』安津素彦博士古稀祝賀会、昭和五十八年一月）

石見の国学者岡熊臣は若年から靈魂觀・幽蹟論に関心を

寄せ、服部中庸『三大考』に刺激されて『三大考追考』を、平田篤胤『霊の真柱』に刺激されて『霊の梁』（たまのうつばり）を著した。後者は篤胤に献呈したものの返書無く一時自信を喪失したが、その後も『千世乃住処』や『大祓詞潮之八百重』などを著して独自の神学を発表した。彼の靈魂観は、『霊の梁』以来、人の靈魂には、夜見国へ行く本霊とこの世と隔絶しないところの幽冥界へ行く幸魂・奇魂があり、この世に生きる人々は墓所に宿るその奇魂を祭ること、恵みを得られ、かつ守られる。だからこそ、「これをしかと信じ、天皇・上公の為に職分を尽して生きることが安心立命」となる、とするものであった。解説の後に太鼓谷稻荷神社養老文庫所蔵『学本論』草稿本一之巻所収の『霊の梁』（『霊の宇都婆理』）を底本にした翻刻が付されている。

第二編 近世から近代へ―祭儀と神仏関係の変革―

第一章 近世の新嘗祭とその転換（初出『明治聖徳記念学会紀要』復刊四、平成三年七月）

近世は祭儀再興の時代であった。皇室祭祀の新嘗祭も元禄元年（一六八八）に変則的ながら二百二十五年振りに再興された。それは吉田家の宗源殿で吉田家当主がつとめる吉田神道流の「新嘗御祈」と呼ばれるものであった。元文五年（一七四〇）に南殿での天皇親祭による新嘗祭がよう

やく再興されたが、諒闇の年は従前の「新嘗御祈」が行われた。ところが、孝明天皇崩御翌年の新嘗祭は、「神祇道復古」色の濃い「新嘗御祈」となり、翌明治元年・二年の新嘗祭も宗源殿で行われたが、吉田家当主を祭祀に関与させず、神祇官代として神祇官知事近衛忠房が上卿となつて行い、同三年からは東京の神祇官で行われるようになった。明治政府は、吉田・白川などの伝統的な神祇官家との決別を果たし、新嘗祭を古代のように全国の神社で復活させようとしたのである。

第二章 幕末維新期の雅楽―雅楽の家と雅楽制度―（初出『雅楽界』六〇、小野雅楽会、平成六年五月）

「明治維新は、雅楽にとつても『維新』であった」とは著者の言である。吉田家当主を排除した明治元年の新嘗祭で、初めて楽所の楽人を参勤させ、内侍所で奏上していた神楽歌を奏させた。同三年、明治政府は雅楽局を設けると共に従来諸家が家業としていた雅楽の伝授等の習慣や従前の楽所（御所・南都・四天王寺・紅葉山）を廃止させた。その後、雅楽局は式部寮雅楽課となり、その楽人には西洋音楽をも学ばせるようになった。こうした革新によって、宮中の雅楽は広く国民に開放されることになったのである。

第三章 神仏分離研究の課題と展望（初出『神社本庁教学研究所紀要』一〇、平成十七年三月）

第四章 廃仏毀釈と国家神道―神仏の習合から分離への道程

―(初出『歴史と地理』五四〇、山川出版社、平成十二年十二月)

一般はもとより学界においても依然「神仏習合千年史的史観」や、神仏分離を「法難」と見る「神仏分離Ⅱ廃仏毀釈」史観がいまなお不動の地位を占めている。そうした現状を批判したのが右二章である。著者は後者の史観を批判するためには、まず前者の史観の批判が必要であるとする。前者の史観とは、八・九世紀に神仏習合が始まって以来、中・近世を通して神仏関係はほぼ不変であったと見るものであるが、実は近世の神仏習合史研究の蓄積は中世のそれに比べて明らかに乏しい。だが、この近世期における神仏の変化に注視しなければ、いつまで経っても従前の史観しか提示できない、という。さらに、義江彰夫氏の『神仏習合』(岩波新書)を手がかりに、「日本の神々(神祇)が存在せずとも仏教は世界的な普遍宗教として存在しえるが、『神仏習合』は神祇を抜きにしては出現も、存在もしえなかったのでは、というごく当たり前の疑問の重要性を再検討する」ことを提示され、神仏分離の近世における社会的背景を実証し、改めて従前の神仏分離史観に一石を投じられたのである。

第五章 秋葉山本宮秋葉神社小考―秋葉山の神仏分離―(初

出原題「神仏分離政策と神宮寺の廃絶」・古田紹欽・芹川博道編『現代日本と仏教第二巻 国家と仏教』平凡社、平成十二年五月)

本章は前二章の各論である。神仏分離を「法難」と見る研究者は、秋葉山は仏教の山寺であり、秋葉神社は明治維新以降「あらたに創立された神社」という。だが、絵図など近世の複数の史料から、参詣者が集う三尺坊(観音堂)とは別に秋葉社(秋葉権現社)があったことが確認できる。しかも、当時から民衆は秋葉山の火の神信仰で参詣していたのであって、三尺坊の観音信仰で参詣していたのとは違った。そのため、寺院側も本尊を「正一位三尺坊大権現」と、「古来もつとも權威あるとされる神階である『正一位』を前面に押し出して、庶民の信仰心に訴え、かつ権威づけを狙った」のであった。このように、秋葉山は「時代が移り変わっても、秋葉山に坐す神の恩頼とそれを崇める人びとがいるかぎり、秋葉山本宮秋葉神社の本質に変わりはない」と著者はいう。

第三編 祭政一致と皇霊祭―国家神道への道程―

第一章 祭政一致をめぐる左院の「政教」論争(初出『國學院雜誌』八二―一〇、昭和五十六年十月)

明治四年(一八七二)七月に創設され、同八年四月に廃止された太政官「左院」の重要な関心事は、国体維持のた

めの祭政一致と政教一途であった。だが、明治六年頃から島地黙雷や大内青巒ら真宗側からの政教分離論が活発になり、それに反発するように左院や教部省の薩摩グループ及び神道家からの「真の政教一致を目差す神祇官再興論」も有力となった。そもそも、左院は各階層からの諸建白を受理する機関であったため、その後両論をめぐる建白が次々と左院宛へ送られた。左院は「国憲を確立し、国体を強固不拔にした暁」には、信教自由や政教分離を容認する方針であったようだが、どれも未完のまま左院は廃止された。その後、島地らの活動で信教自由や政教分離は実現するが、その過程に左院の役割があったことは否めない、と著者はいう。

第二章 神祇官再興建議と左院―祭政一致をめぐる論議―

〔初出『神道学』一一一、昭和五十六年十一月〕

明治二年に太政官から特立した神祇官は、神祇省を経て教部省となった。その教部省に文部省との併合論が出た明治五年頃から神祇官再興運動が起こり、同七年にそれが活発化した。その過程を国立公文書館所蔵『建白書』等の調査分析を通じて、左院や神祇官再興を願う神道側（神職や教部省内の官員）の考えを明らかにされたのが本稿である。左院はそもそも伊勢神宮の東京遷座を祭政一致の第一と考えていたが、さらに神祇官再興・神道国教化を願う建白書

（特に水野秋彦・田中頼庸）に刺激されて、それが不可能ならは神祇官・省に復称させ、大臣が神祇伯を兼任して教導と諸陵の各寮を統轄させることを大臣や参議宛に上陳した。しかし、太政官正院の承認が得られず、明治八年には左院が廃止され、同十年には教部省までもが廃止されたのである。

第三章 春秋二季皇霊祭の制定過程〔初出『神道学』一一八、昭和五十八年八月〕

江戸時代まで皇室の祖先祭祀は、山陵祭祀と宮中のお黒戸や泉涌寺、般舟院を中心とする仏事であった。それらを神式にしたのは皇霊祭祀の「最大の特徴」であったが、神祇官は「山陵祭祀とは異なった『皇霊』の祭祀」の実現を計っていた。ただし、そのためには歴代皇后・皇妃・皇親霊の皇霊合祀と神武帝および近帝四帝（後桃園・光格・仁孝・孝明）を除く式年祭・正辰祭の廃止が前提にあった。その第一歩として、皇霊を明治二年に神祇官仮神殿西座に鎮祭し、同四年に宮中賢所へ遷座した。ところが、春秋二季皇霊祭が制定・公布されるまでに、そこからさらに七年もかかった。それはなぜか。その間の過程を国立公文書館所蔵『公文録』等の調査から明らかにされている。

第四章 明治宗教行政史の一考察〔初出『國學院雜誌』八二

一六、昭和五十六年六月〕

本稿は、明治宗教行政史における明治十五年の神官教導職分離の歴史的位置付けを明確にすることを目的としたものである。明治政府は、財政再建急務の中、「神社は国家の宗祀」を大前提に神社制度（宮中祭祀・神宮祭祀・神社祭祀を含む）を整備し、冗員神官を削減し、神官教導職兼補によって神社が一般宗教の地位に転落しないよう注意した。そのため、神官教導職分離による政・宗教分離を前提に、神社を宗教の枠外に置き、かつ神社・神官の平均化・画一化を推進したのである。神官教導職の分離は、まさに「日本独特の政教分離、信教自由」、ひいては「いわゆる国家神道」が成立する「出発点」になった。ところが、千家尊福ら当時の神道界の指導者は、こうした政府の政策に反対し、神道の国教化と神祇官の復興を狙っていたのである。

第四編 内務省の神社行政―国家神道の成立とその内実―

第一章 明治期の神社法関係草案―解説と翻刻―（初出『神道宗教』二二八、昭和六十二年九月）

神祇官再興が無理ならば、せめて神祇官衙の設置を、と要望する声が起きた。その実現のためにも、政府は明治二十二年の帝国憲法発布および二十三年の議会開設を契機に、宗教法と神社法の制定にむけて検討し始めた、と著者は考える。それを示す事例として、二十四年に内務省社寺局に入った芳賀真咲が提出した「卑見」と、三十年に入局した

清水澄の「神社法」と「寺院法」に注目されて、それらを解説翻刻された。なかでも、この「神社法」には、神宮が除かれていることや、「社殿頽廃シ神社ノ維持困難ナリト認メタルトキ」（第四十二条第二項）主務大臣は「神社ノ廃止ヲ命スル」ことができる、との注目すべき条項が見られる。結局、この法案は三十三年の貴族院本会議で否決されたが、その後神社合祀を進めた内務省神社局時代において、それが極秘資料として長く参考に使われていたという。

第二章 内務省の「神社非宗教論」に関する一考察（初出『國學院雜誌』一〇四―一一、平成十五年十一月）

国家神道の研究は、制度面からの研究が主流であるが、それと思想やイデオロギーの面とを絡ませる研究は、未だ発展途上といえよう。本稿はその点を補う上でも重要な研究である。近代日本における国家神道を支えた最大のイデオロギーは、『神社非宗教論』による祭政一致・敬神崇祖の理念であり、それを遵守した神社行政を行ってきたのが内務省であった。著者はそうした内務省の「強固な信念」を「国家神道イデオロギー」と呼び、それが「国家神道を制度的に法令と行政とによって形成・成立させ、そして展開させた原動力」であったことを明らかにされている。

第三章 大正期の神社界と今泉定助（初出『源泉への回帰―

今泉定助先生五十年祭記念誌』新生創版、平成六年九

月)

明治・大正を経て昭和の戦前まで神社界・神道界をリードしてきた今泉定助は、大正期に神社界で盛んになった神祇官衙設置運動に引き込まれていった。彼は内務大臣の諮問機関「神社調査会」の委員と「全国神職会」の幹事長という立場でその運動に尽力し、何度となく挫折を味わいつつも、その運動が再興するたびに理解を示し協力を惜しまなかった。しかし、一方で国民教化の第一線に立つ「神宮奉斎会」の会長と「皇典講究所」の理事でもあった彼は、川面凡児や葦津耕次郎らが在野の神道人と出合い切磋琢磨していく中で、次第に「神社界の大勢に批判的になるようにな」り、「主要な関心と精力」をそうした神社界の運動よりも「より国民的な敬神思想の普及と実践活動に傾注」していったのではないかと著者は見る。

第四章 国家神道研究をめぐる断層(初出『神道宗教』一九

六、平成十六年十月)

国家神道の定義は、いまなお定説がない。しかし、村上重良著『国家神道』(岩波新書、昭和四十五年)が上梓されて以来、それが通説のように一人歩きしてきた。そのため、著者を始め多くの研究者は村上の所論を緻密に論証してきたのである。最近『国家と祭祀 国家神道の現在』(青土社、平成十六年)を上梓した日本思想史学会元会長の子安宣邦

氏も、やはり村上の所論を土台に新たな国家神道研究を探ろうと試みられている。だが、氏の研究(評論?)にはいささか恣意的な資料操作や言説が見られるなど客観性を欠くため、まるで「中世日本紀」ならぬ「現代版日本紀」のようである。その子安氏の研究を「啓発的」であると評価するとともに「探索的な試論の趣が濃い」と批判した島蘭進氏は、国家神道をその時代の大きなイデオロギーと見ることで、それと国家と神道との関わりとの論証の必要性を説かれた。著者はそれに答えて、国家神道研究にとって必要なのは、「国家神道とは何であり、それは近現代の日本においていかなる意味を有しているか」を問うことである、と提示された。

第五編 付論

第一章 明治国学の研究課題(初出『日本思想史学』二二六、

平成六年九月)

明治国学の評価には、「個々の明治期に生きた国学者や国学者集団の学問的思想的、あるいは政治的社会的活動についての実態に即した緻密な分析・検討」が必要不可欠である。しかし、それが不十分であったことから、明治国学に対する単なる思い込み、しかも負の評価がなされてきた、と著者は指摘する。そこで「明治国家の根幹である皇室制度」の調査・制定に明治国学者が果たした役割を例に、明

治国学研究の意義を明示されたのが本稿である。

第二章 葦津珍彦と国家神道―『葦津珍彦選集（一）』神道・政教論解題―（初出『葦津珍彦選集（一）』神社新報社、平成八年六月）

「葦津に託して自分の神道信仰を考えて」きたと告白する著者にとって、葦津珍彦を論ずることは同時に自身の信仰告白に近い重い任務であったといえよう。先祖代々の社家に生まれ、かつ偉大な父から「思想的」に決定的な影響を受けた兩人にとって、「神道はわれなるが故に『論理的』に防衛せねばならない」（葦津「私も神道人の中の一人である」『選集（一）』所収）との欲求は、本能そのものである。それが葦津の「言」となり、「行」となったのだが、著者はそれらを敬愛し、「心から信奉」されているのである。

第三章 近世・近現代神道史研究の概観―『現代神道研究集成 第三卷』解説―（初出『現代神道研究集成第三卷 成 第三卷』解説―（初出『現代神道研究集成第三卷

神道史研究編Ⅱ』神社新報社、平成十年十二月）

本稿は題目通り近世・近現代の神道史研究を概観し、『現代神道研究集成 第三卷』に収録した論文の意義を簡潔に述べられている。このなかで著者は「神道の歴史をある者は思想のみに限定し、またある者は神祇制度史のみに関心を示して、神道の思想と制度、この両者のダイナミックスな絡み合いが『神道史』であり、それを研究する学問

が『神道史学』であるという認識が『神道プロパー』の研究者には欠如していたのではないだろうか。」との指摘は、神道史研究の正鵠を得ているが、同時に著者の研究スタンスでもある。

以上、十九論文を概観してきたが、著者の研究はまさに神道の思想と制度をダイナミックに絡み合わせたものばかりであった。ただし、ダイナミックな絡み合いがあっても、客観性かつ実証性に乏しければ看板倒れに過ぎない。だが、著者の諸論文は膨大な研究史を丹念に整理され、それらを批判するために史資料を徹底的に採集し、かつ緻密な批判を重ねたものばかりで、著者自身がこうした「着実で地味な研究こそが『神道史研究』の王道であろう」（第五編第三章）といわれる所以である。ただし、そればかりでは一般のまじめな研究者と大差ない。著者の神道史研究には、さらに「神道はわれなるが故に『論理的』に防衛せねばならない」との欲求なり本能をもつて「着実で地味な研究」をなされてきたところに、特徴があるといえよう。したがって、多分野からなる十九論文を通読して何一つ違和感を覚えなかったのである。

かつて河野省三は「古典の神道的精神と神観とを継承し、又その当然の変化を試みた、後世の神道信仰の方が、現代に於いては多数の『国民を当体』として、其の社会的生命

を存してをる」(柳田法学士の「神道私見」を読む)『国学院雑誌』二四―五、大正七年)と述べた一方で、同じく「国民を当体」とした柳田國男の神道説(ただし河野曰く、それは「頗る古い過去の国民を当体」としたもの)は、その時代に生きた国民を考慮したものではない、と批判したことがあった。これはまさに近代神道は神祇制度の面ばかりでもなければ、国民とかけ離れたものでもなかったことを指摘した発言(証言)として注目すべきである。著者が本書で「古代以来の神道の思想・イデオロギーがいかに近代的な政治・行政と絡みつつ国家神道へと展開していったのか、についての本格的な研究は未だ現れていないのが現実である。」(第五編第三章)と批判されたのも、国家神道といわれた時代に、その時代に生きる「国民を当体」とした河野や今泉定助・葦津耕次郎らの神道家によって、神道は社会的生命を存していたからであらう。こうした彼らの存在は国家神道の展開を見る上で、今後もっと注目すべきところであり、本書は前著『近代の神社神道』(弘文堂、平成十七年)とともに、まさにその課題を具体的に提示実証された先駆けをなすものといえよう。

このように本書は時間的空間的に幅広い分野を扱っていて、本書を繙くたびに自身の恒常的な勉強不足を痛烈に批判された気がした。とはいえ、これはあくまで私的なこと

で、本書を若手の熱心な研究者に、たとえ専門分野が違って、是非精読してもらいたい。今までの研究の甘さや狭さ、そして粗雑なところが必ずや見えてくるだろうから。それに気付かれた時、研究活動は一步も二歩も前進したことになる。本書はそれを痛感させてくれる打って付けの良書である。

(弘文堂、平成十九年八月、A5判、五一〇頁、本体六六〇〇円)

(國學院大學神道文化学部准教授)